

平成 26 年 10 月 10 日

各 位

株式会社 宮崎銀行

住宅ローン新商品「ライフサポート団信」の取扱開始について

～充実した保障により『安心』をプラスします！～

株式会社宮崎銀行（頭取 小池 光一）は、平成 26 年 10 月 10 日より住宅ローン団体信用生命保険の新商品「ライフサポート団信」の取り扱いを開始いたします。

「ライフサポート団信」とは、住宅ローン専用の団体信用生命保険で、従来の死亡・高度障害に対する保障のほか、**がん・脳卒中・急性心筋梗塞の 3 大疾病に加え、精神障害を除くすべての病気やケガに対する保障が追加された商品**です。「万が一への備え」に、「病気やケガへの備え」もプラスされ、これまで以上に安心して住宅ローンをご利用いただけます。

当行は、今後もお客さまにご満足いただけるよう、きめ細やかなサービスを提供してまいります。

ライフサポート団信制度の概要

保 障 内 容	死亡または所定の高度障害状態になられた場合	住宅ローン残高が 0 円
	がんと診断確定された場合	
	脳卒中・急性心筋梗塞で 所定の状態が 60 日以上継続した場合	
	病気（精神障害を除く）やケガにより所定の 就業不能状態が 3 ヶ月を超えて継続した場合	以後の継続している期間における 月々の住宅ローン返済が 0 円
	さらに、所定の就業不能状態が 12 ヶ月を超えて 継続した場合	住宅ローン残高が 0 円
ご 利 用 い た だ け る 方	お借入時の年齢が満 20 歳以上満 50 歳以下で、完済時の年齢が満 76 歳未満の方。 生命保険会社の承諾を得られる方。 健康状態によってはご加入をお断りする場合がございますのでご了承願います。	
対 象 住 宅 ロ ー ン	みやぎん住宅ローン「満額快答」など 一部対象とならない商品がございます。	
融 資 利 率	対象住宅ローンの適用金利 + 0.3%	
取 扱 開 始 日	平成 26 年 10 月 10 日（金）より	
取 扱 店	当行窓口またはみやぎん住まいのプラザ	

以 上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社宮崎銀行 営業統括部
担当：真鍋 TEL：0985(32)8223

地銀協ライフサポート団体信用生命保険制度の概要

ご加入について	* お借入時の年齢が満20歳以上満50歳以下で、完済時の年齢が満76歳未満の方。 * 生命保険会社の承諾を得られる方。 健康状態によってはご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。 * がんの既往歴のある方や、告知日現在、病気またはケガにより休職中・休業中の方はご加入いただけません。 * お借入金額(保険金額)が3,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出いただきます。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。
---------	---

お支払事由	死亡保険金	* 保険期間中に死亡されたとき。
	高度障害保険金	* 保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき。
	3 大疾病保険金	
	悪性新生物(がん)	* 保険期間中に所定の悪性新生物(上皮内がんや悪性黒色腫以外の皮膚がんは除く)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。但し以下の場合は保険金がお支払われません。 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき
	急性心筋梗塞	保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき。
	脳卒中	保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。
	就業不能保険金	
	長期就業不能保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の就業不能状態()となり、その状態が12ヵ月(就業不能給付金のお支払い事由に該当してから9ヵ月)を超えて継続したとき。
	就業不能給付金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の就業不能状態()となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき、4～12ヵ月目の毎月約定返済額が最長9ヵ月を限度として支払われます。
引受保険会社		明治安田生命保険相互会社

「所定の就業不能状態」とは以下の「入院」「在宅療養」状態のことをいいます。

「入院」	「在宅治療」
「病院」または「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること。 ・ 上記の「病院」もしくは「診療所」とは次のいずれかに該当したものとします。 医療法に定める日本国内にある病院または、患者を収容する施設を有する診療所 上記の場合と同等の日本国外にある医療施設 ・ 上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において、治療に専念することをいいます。	以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅治療」をしていること。 身のまわりのある程度のことは出来るが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの 身のまわりのことも出来ず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ活動の範囲がおおむねベット周辺に限られるもの ・ 上記の「在宅治療」とは、日本国内にある自宅等(病院及び診療所以外の場所)で、治療養生に専念することをいいます。

これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険 および 3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。